

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	仲卸業務の相続の認可	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第23条第1項	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(仲卸業務の相続)</p> <p>第23条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。</p> <p>3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第18条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第18条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第18条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第23条第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第18条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 15日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

基準

- 2 前項の許可は、前条に定める取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
 - (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (3) 申請者が第21条又は第72条第2項の規定による市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人である者であるとき。
 - (6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者があるとき。
 - (7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

第18条第4項第7号の「前条に定める数の最高限度」は、青果部36，水産物部22である。

* 仲卸業務相続認可申請書は、別紙様式第10号とする。